

2025 年 6 月 12 日

取引業者の皆様へのお知らせ
(女性の活躍推進に向けた公共調達の実施に係る一部改正について)

今般、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(2016 年 3 月 22 日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)が 2025 年 3 月 31 日に一部改正されたことに伴い、2022 年 4 月 26 日付けでお知らせしております(女性の活躍推進に向けた公共調達の取組の実施について)を以下のとおり一部改正いたしますので、お知らせいたします。

国立大学法人東北大学財務部調達課

1. 取組の対象となる調達

一般競争入札(総合評価落札方式)及び随意契約(企画競争)による調達を対象とする。ただし、次の調達については対象外とする。

- (1)「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(2007 年 12 月 7 日閣議決定)に則り行われる自動車の購入及び賃貸借に係る調達
- (2)地方公共団体のみを応札者又は応募者として限定している調達

2. 評価の対象となる企業及び提出書類

次のいずれかに該当する企業を評価の対象とするので、各法令に基づき各都道府県労働局長が発出する認定通知書等の写しを応札時又は企画競争の提案時に提出すること。

詳細は各調達案件の入札説明書又は募集要領等を参照すること。

- (1)女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定(えるぼし認定)(労働時間の働き方に係る基準を満たすものに限る)及び同法第 12 条の規定に基づく認定(プラチナえるぼし認定)を受けた企業

【提出書類】「基準適合一般事業主認定通知書」の写し

- (2)次世代育成支援対策推進法(2003 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。)

第 13 条の規定に基づく認定(くるみん認定及びトライくるみん認定※)及び同法第 15 条の 2 の規定に基づく特例認定(プラチナくるみん認定)を受けた企業

【提出書類】「基準適合一般事業主認定通知書」の写し

労働時間の基準等を見直す厚生労働省令の改正により、次世代法第 13 条の規定に基づく認定(くるみん認定及びトライくるみん認定)については、下記に留意すること。

※1 くるみん認定(2017 年 3 月 31 までの基準)

次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(2021 年厚生労働省令第 31 号)による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定

※2 くるみん認定(2017年4月1日～2022年3月31日までの基準)

次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(2021年厚生労働省令第185号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※1の認定を除く。)

※3 くるみん認定(2022年4月1日～2025年3月31日までの基準)、トライくるみん認定(2022年4月1日～2025年3月31日までの基準)

次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(2021年厚生労働省令第185号)による改正後の認定基準

※4 くるみん認定(2025年4月1日以降の基準)、トライくるみん認定(2025年4月1日以降の基準)

次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(2021年厚生労働省令第185号)による改正後の認定基準

- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(1970年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。)第15条の規定に基づく認定(ユースエール認定)を受けた企業

【提出書類】「基準適合事業主認定通知書」の写し

- (4) 女性活躍推進法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(2025年4月1日以降の基準)を策定した企業(一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)及び計画期間が満了していないものに限る)

【提出書類】「一般事業主行動計画策定届」の写し

※1 上記(1)～(4)の認定等の対象とならない外国法人については、内閣府男女共同参画局長が発出する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書」の写しを提出すること。

3. 評価方法

応札時又は企画競争の提案時に提出された認定通知書等の内容に応じ加点として評価する。

4. 実施時期

2017年2月以降随時

※プラチナえるぼし認定の評価については、2020年10月以降、随時実施する。

※2. (2)※1～※4のくるみん認定及びトライくるみん認定の評価については、2025年7月以降、随時実施する。

※本取組の対象か否かについては、各調達案件の入札説明書又は募集要領等を参照すること。

5. 各法令に基づく認定関係情報(厚生労働省ウェブサイト)

(1) 女性活躍推進法関係

- ・「女性活躍推進法特集ページ」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

(2) 次世代法関係

- ・「次世代育成支援対策推進法関係パンフレット」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/pamphlet/26.html

(3) 若者雇用促進法関係

- ・「ユースエール認定制度」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

以上

《問い合わせ先》

〒980-8577

宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1

国立大学法人東北大学

財務部調達課調達第一係

TEL : 022-217-4869

E-mail : soukatu@grp.tohoku.ac.jp